

社会福祉法人同仁会副理事長の報酬及び役員等の実費弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁会の副理事長の報酬及び理事・監事・評議員・第三者委員及びその他特別に法人内に設置された委員（以下「委員」とする。）に対しての実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(実費弁償適用範囲)

第2条 実費弁償の適用範囲は、法人の規定に基づく理事会及び評議員会及び第三者委員会への出席並びに監査の実施、その他特別に法人内に設置された委員会の業務について適用する。

(副理事長に対する報酬)

第3条 副理事長に対する報酬額は、月額11万円とする。

(実費弁償)

第4条 前2条に基づき出席した理事・監事・評議員・第三者委員及び委員に対して、その要した実費弁償として旅費を支給する。

2 副理事長及び理事を兼務する施設職員については支給しないものとする。

(旅費の種類及び額)

第5条 理事及び監事・評議員・第三者委員及び委員に対して支給する旅費は同額とし、距離の遠近に関わらず次のとおりとする。

(1) 半日当 5,000円

(2) 日当 10,000円

(支給日)

第6条 副理事長の報酬及び役員等の旅費の支給は、翌月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(その他)

第7条 この規程の改正は、評議員の議決により行う。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

1 平成28年12月9日一部改正